

# **滋賀県立男女共同参画センターの あり方に関する報告書**

**滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会**

**平成 23 年(2011 年)6 月**

## 目 次

I. はじめに	2
II. センターの概要	
1. 目的・沿革	3
2. センターの現状	3
III. 社会の変化に対応するためのセンターの新たな役割と見直しの視点	
1. 社会環境の変化と男女共同参画社会づくりに向けた課題	5
2. センターの新たな役割	7
3. 見直しの視点	7
～学習を中心としたセンターから より実践を支援するセンターへ～	
IV. センターの役割の見直し	
1. センターの事業展開の方向性についての検討結果	10
2. センターの立地および施設の有効活用等についての検討結果	11
V. おわりに	13

### 〈参考資料〉

- ◆資料1：外郭団体および公の施設見直し計画（抜粋）
- ◆資料2：施設図およびセンターの利用状況・施設の稼働状況
- ◆資料3：現在地での事業継続と移転とのメリット比較
- ◆資料4：県民等利用者との意見交換会・意見募集に寄せられた意見の概要
- ◆資料5：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会の検討経過
- ◆資料6：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会設置要綱
- ◆資料7：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会委員名簿
- ◆資料8：滋賀県男女共同参画推進条例
- ◆資料9：滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

## I. はじめに

滋賀県におかれでは、全国に先駆けて「滋賀県立婦人センター」を設置され、女性の自立と社会参加のための取組から男女共同参画社会づくりのための取組へと歩みを進めてこられた。その歴史の上にある「滋賀県立男女共同参画センター」（以下、「センター」という。）は、知識習得や意識啓発を中心としたこれまでの取組の積み重ねを基礎としつつ、実践へ踏み出すための支援を行う拠点として、役割や機能を再構築していく段階にきていると考える。

一方、県の厳しい財政状況などを背景に、平成21年12月に策定された「外郭団体および公の施設見直し計画」において、施設の特性や立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないことから、その成果や役割を改めて検証する必要があるとされた。

そこで、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これから拠点施設としてのあり方を検討し、施設の移転も含めた抜本的な見直しを行うための第三者委員会として、「滋賀県男女共同参画センターのあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置された。

検討委員会では、平成22年8月から、施設の現地視察も含めて5回にわたり議論を重ねてきた。また、センターの利用者をはじめとする県民のみなさんからもご意見をいただくため、センターのあり方についての意見交換会（2回）を行ったほか、FAXやインターネット、センター内に設置した意見箱により声をお寄せいただいた。

様々なご意見をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題と、それに対するセンターのあり方を明らかにするとともに、センターが県民、事業者、地域団体・NPO、市町のみなさんからより一層必要とされる拠点施設として担う役割や機能について幅広く議論し、検討委員会としての考えを取りまとめたので、ここに報告する。

## **II. センターの概要**

### **1. 目的・沿革**

昭和61年11月、当時の女性の地位向上や学習のための活動拠点施設の整備を求める多くの声を受け、女性の自立と社会参加の促進を目的に「滋賀県立婦人センター」が開所した。ここでは、女性学講座、女性リーダー研修やボランティア養成講座に加え、全国に先駆けて男性学講座等時代のニーズをとらえた各種講座や団体交流を目的とした集いを開催するなど、積極的に活動を展開された。平成9年には名称を「滋賀県立婦人センター」から「滋賀県立女性センター」に改められた。

平成14年4月、滋賀県男女共同参画推進条例の施行に伴い、条例に規定する県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設に位置づけられ、名称を「滋賀県立男女共同参画センター」と変えるとともに、同年6月には施設の愛称を「G-NETしが（じーねっとしが）」と定め、現在に至る。

### **2. センターの現状**

センターは、本県の男女共同参画推進の拠点として、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例に基づき、次の業務を行うこととされている。

- ◆ 男女共同参画に関する研修および講座の開催
- ◆ 男女共同参画に関する相談
- ◆ 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
- ◆ 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流促進ならびに自主活動への指導および助言
- ◆ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

上記をふまえ、平成22年度にはセンターで次のような事業が実施されている。

#### **【事業内容】**

##### **(1) 講座・研修**

- ・ 公開講演会（県民向け、年1回）
- ・ 地域課題をテーマとした実践講座（年5回、テーマ：介護・地域防災・地域コミュニティ等）
- ・ 女性のためのキャリアアップ講座「実践力アップセミナー」（年3回）
- ・ 父親の育児参画と家族のコミュニケーション講座「新家族セミナー」（年3回、対象：未就学児を持つ親子）
- ・ 出前講座（年3・4回）
- ・ 地域リーダー育成講座「さんかく塾ウェルカムセミナー」（年5回）
- ・ 市町担当職員等エンパワーメント講座（年2回）
- ・ 教職員等の男女共同参画講座（年1回）

## (2) 相談

- ・男女共同参画相談（中核相談機関としての機能）  
　総合相談（嘱託職員3名）、法律相談（弁護士、月1回）、家族相談（臨床心理士、月1回）、配偶者暴力相談支援センターとしての機能
- ・男女共同参画相談ネットワークの推進（県内相談機関相互の連携）  
　市町および県関係機関の連絡会議（年1回）
- ・相談スキルアップ講座（年4回）
- ・相談員のケース検討会議（年3回）

## (3) 情報発信・調査研究

- ・男女共同参画社会づくりに関する図書、国・都道府県・市町における男女共同参画行政に関する資料、女性団体等の機関誌等の情報提供および利用者へのレンタルサービスの実施（図書・資料室）
- ・情報誌「G-NETしが」の発行（年4回）
- ・メールマガジン「きてみへな」の発行（毎月1回）
- ・ホームページの運営
- ・客員研究員制度の構築（調査研究）

## (4) 交流・活動の支援

市町をはじめ、地域団体・NPO、事業者等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場を提供するなどネットワークづくりを支援するとともに、交流や協働を希望する多様な主体間のコーディネートを行う。

- ・G-NETしがフェスタの開催（年1回）
- ・センター登録団体「しがWO・MANネット」との協働・共催による事業実施
- ・市町の男女共同参画拠点施設との連携
- ・各種団体、NPO等との連携

## (5) 女性のチャレンジ支援

意欲と能力を有する女性の社会参画を支援する。

- ・チャレンジ支援講座（基礎からスキルアップ・フォローアップまで、年12回）
- ・女性のためのチャレンジ相談（起業、キャリアアップ、NPO活動等、月2回）
- ・チャレンジショップ（実践を学ぶ場の提供）
- ・女性を応援する情報発信サイト「チャレンジサイトしが」の運営

## 【利用状況・稼働状況】

- ・利用者数は、平成21年度延べ約10万人（相談室を除く。）で、男女比は、主催事業では女性7割、男性3割という状況であり、偏りがみられる。
- ・施設の稼働状況は、研修室などが80%を超える高い稼働率で利用されている一方、茶亭や調理実習室のように、用途が特定されている施設や、設備が時代に合っていないため利用しにくい施設の稼働率が低い傾向にある。

### **III 社会の変化に対応するためのセンターの新たな役割と見直しの視点**

#### **1. 社会環境の変化と男女共同参画社会づくりに向けた課題**

少子・高齢化、雇用環境の変化、経済・社会のグローバル化の進展等、時代は大きな転換期にあり、滋賀県をとり巻く社会環境も変化している。人々の意識や価値観は、社会の成熟化とともに生活の質的な向上をより重視する方向へと変化している一方、人と人とのつながりが希薄化し、社会から孤立する人が増えている。

##### **【仕事と生活の両立の難しさ】**

人々のライフスタイルは、共働き世帯や女性雇用者数、意欲と能力を活かしたいと希望する女性の増加など、働き方を含めて多様化している。

平成21年度の「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）の結果によると、男性も女性も仕事と家事・育児・介護等の家庭生活を同時に重視したいとの希望が高いものの、男性の多くは仕事を優先し、女性の多くは家庭生活を優先している状況がみられる。独身の男女においても、プライベートな時間を優先したいとの希望に対して仕事を優先しているなど、既婚者、独身者共に希望する生活スタイルにはなっていない現状がうかがえる。

本県においては、30～34歳の女性の労働率が全国で43位（平成17年国勢調査）であり、子育て期の女性で一旦離職する人が多い状況にある。その理由として、男性の就業時間が30歳代から40歳代前半で長いなどの男性の長時間労働が、家事育児の負担を女性だけに担わせることとなり、仕事と家庭の二者択一をせざるを得ないといった状況が背景にあると考えられる。

##### **【固定的な役割分担意識】**

人々のライフスタイルが多様化する中、固定的な役割分担意識は、徐々に変わりつつあるが、今もなお男女間や世代間による意識の差が大きく、家庭、地域、職場等の中に根強く残っている。

平成21年度の県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する同感しない（どちらかといえば同感しない方を含む。）人の割合は約46%と半数を割り込んでいる。年代別に見ると、年代が低くなるほど割合が高くなる傾向が見られるが、逆に20歳代の女性は、30歳代の女性にくらべて同感しない人の割合が少なくなっている現象が見られる。近年、雇用の不安定化の中で、若者が将来の夢を描けないような状況も生まれており、特に女性は、仕事と家事・育児・介護等との両立やキャリア形成に不安を抱えていることが多いと考えられる。

##### **【家族形態の多様化】**

核家族化、高齢化の進展に伴い、単身世帯・ひとり親世帯・高齢者世帯の増加など、家族形態が多様化するなかで、子育てや介護を担う人々が孤立しがちな状況が生じてお

り、家族を支える仕組みづくり、地域での見守り、居場所づくり等が求められている。また、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯を中心に、生活上の様々な困難を抱える世帯の増加も懸念されることから、その防止や男女共同参画の視点で支援に取り組むなど、セーフティネットを築く必要がある。

### 【高齢社会から超高齢社会へ】

高齢化が進展するなかで、高齢者が生き生き暮らすことができる社会づくりという観点からの男女共同参画の取組が必要となってきた。

女性は高齢になるほど人口割合が高く、一人暮らしが多いのに加えて、若い時期からの働き方等の格差が反映されて経済的自立が困難な人が多数みられる。一方、男性は、家庭生活とりわけ家事の面で十分自立できていない人が多い上に、地域になじみが薄く孤立しがちであるといった状況がある。

### 【男女間の暴力行為など人権侵害】

依然として性別で役割をとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしの様々な場面で残っており、男女間の暴力行為等の人権侵害も問題となっている。ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、なかでも配偶者や恋人からの暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、対応が難しい状況にある。

### 【一人ひとりが輝き、社会の活力を維持するために】

直面する様々な課題を乗り越え、次の世代も幸せや豊かさを実感できる未来を拓くために、職場、地域など社会のあらゆる分野で多様な人材が必要とされている。

そのため、職場においては、男女の「仕事と家庭の両立」とともに、長時間労働をはじめとする働き方を見直す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の促進に取り組む必要がある。

地域においては、商店街の活性化や産業振興、観光資源の開発、防災・防犯、環境保全等に、男性、女性、高齢者、若者、外国人、地域で活動する団体等が多様な視点で関わり、課題解決や地域コミュニティの再生、セーフティネットの構築に向けた大きな流れをつくっていくことが重要となってきた。

そして、仕事、地域、家庭など様々な分野で男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、チャレンジしたい、社会参画したいという思いを実現できる環境を整えることを求められている。

## 2. センターの新たな役割

家族形態の多様化や超高齢社会の到来をはじめ、県民の生活に密接に関わる社会環境の変化にともなう新たな課題に対応していくために、男女共同参画社会づくりは必須の課題である。そのためには、知識習得や意識啓発にとどまらず、地域で生じている様々な課題の解決に向けた諸活動に、あらゆる世代の男女が共に、多様な立場や視点からかかわっていく「実践」の段階へ移行することが求められている。

こうしたことから、センターも、男女共同参画社会の学習の拠点としての役割にとどまらず、実践支援の拠点という新たな役割を確実に担う必要がある。

## 3. 見直しの視点～学習を中心としたセンターからより実践を支援するセンターへ～

### **視点1 男女共同参画社会に向けて主体的に行動する人材の育成と支援**

センターは、そこで学び育った多くの女性リーダーが現在も県内各地で活躍するなど、男女共同参画の推進拠点として大きな役割を果たしてきた。しかし、センターを拠点に活動する県内の団体（平成22年度「しがWO・MANネット」登録団体：65団体）は、若い世代が育ってきているものの、活動者の固定化という問題が懸念されるところであり、センターを活動・交流の拠点として利用しようという新たな人材や団体を育成する必要がある。

また、学校や幼稚園、保育所等において男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するためには、教職員等が男女共同参画の理念を理解することが重要であることから、センターでは教職員を対象とした研修を行っている。今後も、性別による固定的な役割分担意識が男女をめぐる様々な問題の根底に深く関わっていること、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）、キャリア教育等について教職員が理解を深め、学校等の現場で取り組めるような研修を着実に実施する必要がある。

そして、住民に最も身近な市町の取組が非常に大切であることから、市町の担当者の人事異動にかかわらず、行政としての継続的な取組が可能となるよう、センターでは情報提供や研修等により支援を行っている。

市町間の取組状況は様々であり、これまでの多くの事業の実績やネットワークをもつセンターとして、それぞれの市町の特性に配慮し、すべての市町において実践的活動が進むよう、引き続き支援を行っていく必要がある。

### **視点2 女性の就労・起業等に結びつくトータルな支援**

子育て期に一旦離職する女性が多いという状況をふまえ、「働きたい」、「社会参画したい」と考える子育て期の女性に対して、講座をはじめ就労に関する個別相談やアドバイス等を行っているが、就労、起業等に結びつくまでの支援は総合的なものとなっていない状況である。また、女性の継続就労を支援する取組の充実が必要である。

起業したい人や地域活動に参画したい人のためのチャレンジ支援については、実際に起業やNPOを設立されるなどの成果が出ており、女性の社会参画への第一歩を支援する場として定着しつつあるが、さらに自発的、自立的な事業展開に結びつくよう、一貫したきめ細かな支援を行う必要がある。

### 視点3 男性や若年層の利用促進

平成21年度の県民意識調査によると、センターの認知度は28.1%、利用したことがある人は8.0%と低い。利用者が女性に偏っているのは、婦人(女性)センターとして設置された経緯から、女性のための施設、女性団体の活動拠点であると思われていることや、男女共同参画を女性の問題としてとらえる傾向が依然として根強いといった要因が考えられる。

センターに求めるものも、女性の地位向上のための活動から男女共同参画社会づくりへと長期間かかわってきた世代と、幼少より男女平等の教育を受け、男女雇用機会均等法をはじめ各種法制度の整備の中で活躍する女性の増加を当然視して育った世代とでは大きな違いがある。また、性別や世代にかかわりなく関心のない層も多く存在している。

新たな役割をふまえてセンターの機能を見直すことにより、男性や若年層をはじめとする新たな利用者の増加につなげていく必要がある。

### 視点4 男女共同参画に関する拠点としての専門性の確立

センターは、県民、事業者および市町の男女共同参画の取組を支援する拠点として、長年集積してきた情報と社会環境の変化に伴う新しい情報の蓄積、事業実施のノウハウ等の蓄積、築き上げてきたネットワーク等を生かし、継続して高い専門性を確保する必要がある。

相談事業については、性別による差別的な取扱いや、その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する女性・男性からの相談に対して、男女共同参画相談員による電話や面接での相談を行うほか、弁護士、臨床心理士など専門家による相談を実施してきた。平成21年の県民意識調査では、センターに期待する役割として、女性では約半数、男性では約4割が「相談しやすい窓口の充実」を挙げており、男女ともに最も多いことから、利用しやすい環境づくりを進める必要がある。

また、年々相談内容が複雑多様化していく中で、専門性をもった高度な相談対応も求められており、今後は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も生かし、カウンセリング機能を強化するとともに、問題解決に向けての適切な支援機関の紹介、相談が必要とする情報の提供など、相談者自らが選択、決定し、自立に向かうことができるよう適切な支援に努めていく必要がある。

さらに、市町の男女共同参画相談窓口、保健福祉の相談窓口等との連携を深め、関係機関によるケース検討会議を実施するなど、相談機関の中核施設としての機能を果たしていくことが求められる。

図書・資料室については、これまでの図書・資料の収集により、県民にとっても学術研究者にとっても充実している状況にあるといえる。今後も、調査・研究の場として男女共同参画に関する全国有数の蔵書を活かした専門性の高い図書・資料室としてさらなる充実を図ることが求められる。

## 視点5 男女共同参画社会づくりに向けた多様な個人・団体の連携拠点

センターは、多様な主体とのパートナーシップを強化し、様々な関係機関による支援機能のネットワーク化を図ることにより、拠点としての機能を充実させる必要がある。

県内の4市では、男女共同参画推進のための施設が整備されている。広域的・専門的な部分を県が担うという原則的な方向性のもと、県のセンターは、これまでの事業の実績や情報等の蓄積を生かし、県内の拠点施設間のネットワークを構築して相互に連携・協働し、それぞれの拠点施設の機能を相乗的に高めていくことが期待される。

企業や経済・労働団体との連携については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、男女共に「意欲と能力」が發揮できる職場環境づくり、女性のキャリアアップ、企業において男女共同参画を推進する人材の育成等を、労働部局との連携のもと、センターを有効に活用して協働で実施するといったことが考えられる。

大学との連携については、これまで大学での公開講演会の開催や、センター事業に大学生の協力を得るなどしてきた。今後、男女共同参画に関する研究等の大学間交流の促進、調査・研究の分野での連携強化、研究者や大学の自主的研究活動の拠点としてセンターを活用するなど新たな連携の方策を多角的に検討していくことが考えられる。

小学校・中学校・高等学校との連携については、副読本の配布や教職員向け講座、センターから講師を派遣する出前授業のほか、図書・資料室をはじめとしたセンターの多面的な活用を教職員に働きかけることなどが考えられる。

また、産業振興、N P O やボランティア活動を支援する機関との連携も重要である。支援機能を担う機関とのネットワークを築くことで、それぞれの機関が持っている特性を生かしつつ必要な関係機関につなげていくといった“ハブ的機能”を果たすことが可能となると期待される。

## **IV. センターの役割の見直し**

### **1. センターの事業展開の方向性についての検討結果**

男女共同参画社会づくりを「実践」の段階へ進めていくために、センターが多様な主体や支援機能を持つ機関に積極的に連携を働きかけ、機能の複合化、ネットワーク化に努め、必要な人に必要な情報を橋渡しするハブ的機能やコーディネート機能などを付加することにより、拠点としての機能を高めることが重要である。そして、誰もが自分の生き方や働き方について、男女共同参画の視点で総合的に考える場となるような事業を展開する必要がある。

#### **1 女性の就労をサポートする各種就労支援機能の導入（視点2）**

求職中の子育て期の女性に対し、就労に関する対応窓口のワンストップ化を図り、就労相談、保育情報の提供、求人情報提供、職業紹介、求職中や職業訓練時の一時保育等により総合的にサポートする女性の就労支援機能を導入する。

#### **2 女性のチャレンジを実現に結びつける支援機関との連携（視点2）**

女性のチャレンジに関する講座の開催、チャレンジ相談の実施、センターでのチャレンジショップの実施、ロールモデルとの交流会、産業支援プラザ等との連携によるチャレンジへのフォローアップ等を実施する。

#### **3 男性や若年層など幅広い世代にも利用されるセンターへの転換（視点3）**

- ◆ 子どもたちへの男女共同参画学習の取組と教職員の研修の強化
- ◆ 中学、高等学校向けの出前講座等学習の場の提供
- ◆ 大学生に向けた図書・資料室活用の働きかけ、社会教育実習生やインターンシップの受け入れ
- ◆ 社会情勢の変化に伴う諸課題に対応した講座・研修の企画、実施  
(例) 「ワーク・ライフ・バランス」に取り組む企業の交流会  
　　男性の子育てや介護を支援する講座  
　　防災・防犯活動における男女共同参画の視点を考える研修会
- ◆ 利用者や団体の交流機会の提供、ネットワークづくりの支援
- ◆ センター事業をはじめ男女共同参画に関する取組事例や最新情報を情報誌やホームページなど様々な媒体で提供

#### **4 ワーク・ライフ・バランス等を実践する経済・労働団体等との連携**

**(視点5)**

経済・労働団体等との連携により、女性の継続就労に向けたキャリアアップセミナーの開催、ロールモデルとの交流会、男性の長時間労働を含めた働き方の見直しに取り組む企業の先進事例の紹介や情報交換等を実施する。

## **5 相談機関の中核施設としての役割を果たす相談窓口ネットワークの強化 (視点1・4)**

県や市町の福祉保健部局、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化し、相談の充実を図る。また、専門職員の配置等カウンセリング機能の強化、男女共同参画やドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）に関する県内の相談機関の相談員に対する研修の充実を図る。

## **6 大学との連携による専門性の確保と図書・資料の有効活用 (視点1・4・5)**

情報収集のための大学等とのネットワークづくり、客員研究員制度の実施、先駆的な調査研究、課題の発掘・解決等に取り組む。

また、男女共同参画に関する専門的な情報の集積、図書・資料の有効活用を図るための専門性をもったレファレンスの充実、保有する図書・資料に関する情報発信の強化に努め、県立図書館等他の図書館との連携により利用者へのサービスの向上を図る。

## **7 市町における実践的活動を進めるための支援 (視点1・5)**

市町の男女共同参画拠点施設との協議会を活用して連携・協働を強化し、それぞれの機能の向上に努めるとともに、市町職員向け講座、市町男女共同参画担当課との共催事業等を実施する。

## **2. センターの立地および施設の有効活用等についての検討結果**

### **1 立 地**

センターは、県中央部に位置し、JR近江八幡駅から徒歩10分と交通の便が良く、約250台収容可能な駐車場もあり、県内全域から利用者が来館している。

現在、大津市、彦根市、米原市、高島市の4つの市では男女共同参画推進のための施設が整備されているが、県南部から中部には拠点施設がないため、近江八幡市に県のセンターが立地することは、地理的な配置のバランスから重要であると判断する。

また、センターは、「配偶者暴力相談支援センター」として指定を受け、中央子ども家庭相談センター（大津市）、彦根子ども家庭相談センター（彦根市）とともに相談窓口としての役割を担っている。県内ではこの3施設のみの設置であるため、その地理的な配置のバランスは、センターが県中央の近江八幡市に立地することで維持されている。

さらに、センター開館時に同じ敷地内に新築移転された滋賀県婦人会館は、社会教育や女性政策の学習と活動の拠点として、ソフト事業から施設の運営にいたるまで、センターと互いに連携・協力しながら事業を展開され、そのつながりは重要であるため、今後とも連携した運営が有効であると考える。

移転の可能性について検討したが、現在地（近江八幡市）での事業継続と比較した結果、経費削減の観点も含めて利点は見込めないと考える。

以上のことから、センターが現在地において運営を継続することが適切である。

## 2 運営形態

施設の運営形態として指定管理者制度に基づく運営を否定するものではないが、センターは県の男女共同参画の政策と密接に連動した施設であり、現状ではソフト事業と施設運営の分離は困難であると考える。また、その両方を担って運営できる団体を現状では見出せない状況であるため、当面は県による「直営」を継続することが適切である。

なお、県が運営するにあたっても、より多くの県民に利用され、にぎわいのある施設となるよう、利用者等で構成する運営協議会を設置し、利用者や外部の方の声を反映しながら事業の企画や施設の運営を行うことが望ましい。

## 3 施設の有効活用

稼働率の低い部屋については使用料の減額を検討するなど、貸館施設の稼働率向上策や収入向上策に積極的に取り組むとともに、経費削減等による効果的かつ効率的な施設運営に努める必要がある。また、インターネットや情報誌等により積極的に情報提供を行い、センターの認知度向上を図るためのさらなる努力が求められる。

施設の活用方法について、以下に検討委員会としての考え方を示すが、運営協議会等の意見をふまえ、さらに具体的な方策が検討されることを期待する。

### 【貸館部分】

- ◆ 調理実習室、茶亭は、稼働率が低いことから積極的に利用を働きかける。調理実習室は、調理器具等を充実させることにより稼働率向上を図る。
- ◆ 特別会議室は、仕様が現在の需要に適合していないことから改装が必要であると考えられるが、費用便益の検討を行い、改装が適切であるかどうかの判断を行う。改装しない場合も含めて、活用方法、利用料金等について検討し、利用率向上を図る。
- ◆ テニスコートは、老朽化しており、現在のセンターに必ずしも必要な施設とは考えられないが、維持管理経費が発生しておらず一定の収入があることから、当面はテニスコートとして使用する。予算措置が可能であれば、一時保育の子ども向けの芝生広場等、利用者全体の利便を高める施設への変更を検討する。

### 【その他】

- ◆ レストランは、センターのサービス機能として必要な施設だが、使用料に見合う収益が上がらないことから、現在は利用者のランチスペースおよびチャレンジショップとして利用されている。今後は、チャレンジショップのあり方やレストランを営業する事業者が入居しやすい環境整備について検討を行う。
- ◆ フリースペースや稼働率の低い部屋については、センターが多様な主体とのネットワークづくりを進める上で有効と考えられる関係機関・団体等の事務所利用の可能性も含めて検討する。

## V おわりに

男女共同参画社会は、これからの中のあり方そのものである。男女共同参画社会の実現に向けた取組は、直面する日本の政治的・経済的な問題の解決や、一人ひとりの幸せな暮らしの実現に大きく貢献するものである。

男女共同参画社会づくりに向けて「実践」の段階に移行するために、県民のニーズや課題にこたえる拠点施設として、センターはその機能強化が求められている。また、今年度よりスタートしている滋賀県男女共同参画計画〈新パートナーしがプラン〉の推進の中軸として寄与することが期待される。

この報告書を参考とし、センターが、県民、事業者、地域団体、NPO、大学等および市町のみなさんの実践を支援する総合的な拠点施設として、県民ニーズや社会情勢の変化に対応し、より一層機能を充実、発揮していただきたい。

## 参考資料

- ◆資料1：外郭団体および公の施設見直し計画（抜粋）
- ◆資料2：施設図およびセンターの利用状況・施設の稼働状況
- ◆資料3：現在地での事業継続と移転とのメリット比較
- ◆資料4：県民等利用者との意見交換会・意見募集に寄せられた意見の概要
- ◆資料5：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会の検討経過
- ◆資料6：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会設置要綱
- ◆資料7：滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会委員名簿
- ◆資料8：滋賀県男女共同参画推進条例
- ◆資料9：滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

## 外郭団体および公の施設見直し計画（抜粋）

[平成 21 年 12 月策定]

### 「公の施設見直し計画」

#### (3) 抜本的な見直し

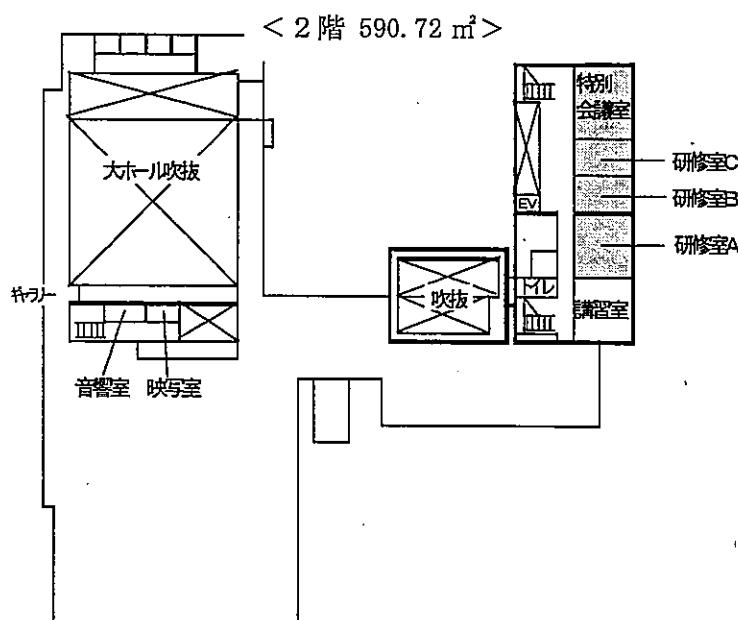
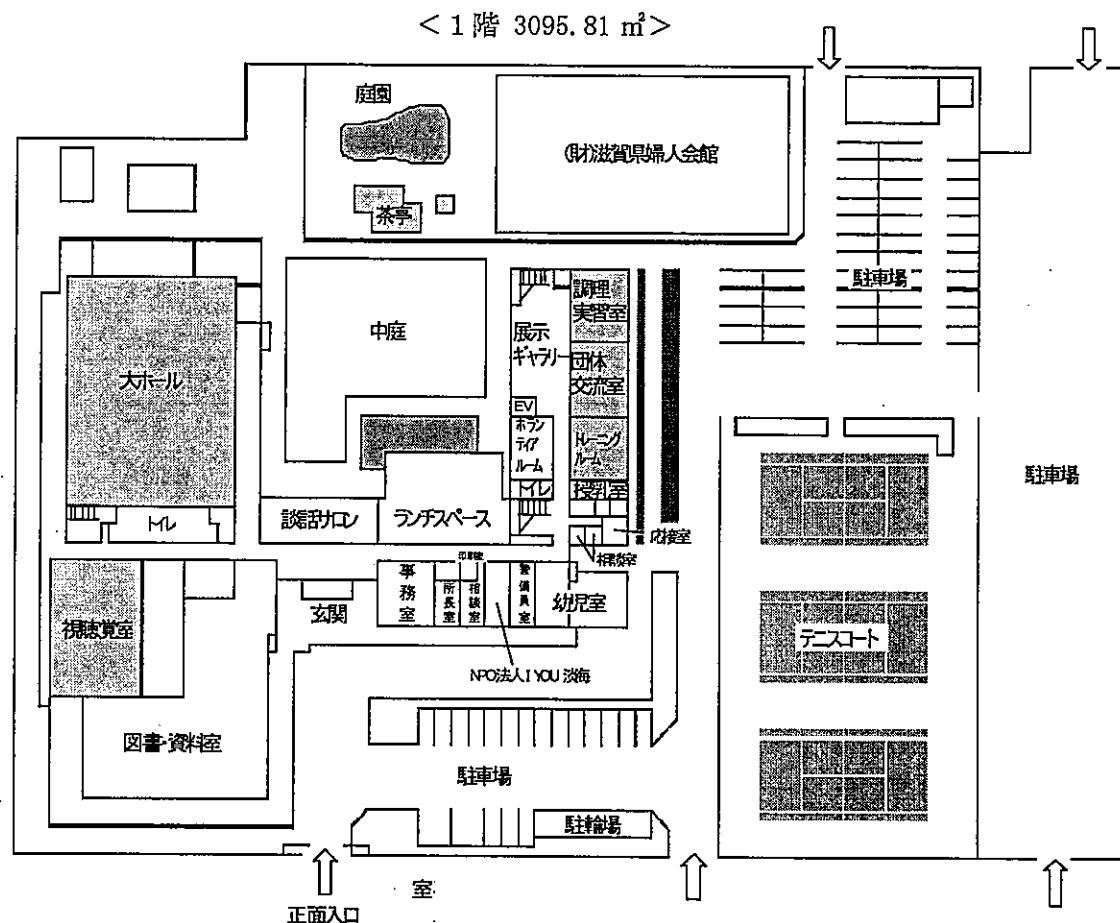
次に掲げる施設は、施設の特性や、立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないことから、あるいは、前計画（「公の施設の見直しについて」平成17 年2 月策定）において見直しを行ったが、社会情勢の変化などにより、その成果や役割を改めて検証する必要があることから、施設のあり方について抜本的に見直します。

#### ○男女共同参画センター

見直し方針	県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め抜本的な見直しを行い、平成 24 年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの中核点施設としてのあり方を検討します。 ② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成 24 年度までに方針を決定します。

## 施設図およびセンターの利用状況・施設の稼働状況

## ■施設図



## ■ 利用状況

- 男女共同参画センターは、平成21年度延べ約10万人の利用があった（相談室を除く。）  
参考：拠点施設（H14年度～）となってからの年平均利用者数 約13万1千人
- 10万人の内訳は、主催事業が13.5%、貸館の利用者が66.1%、図書資料室利用者が20.4%と、貸館による利用者が最も多くなっている。
- 男女比をみると、主催事業では女性：男性は約7：3、施設全体でみると、男性の利用者は全体の44.4%となっている。

### ◇ 利用者数推移（相談室除く）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	15～21計	22.9末
主催事業参加者	9,225	11,393	12,492	12,529	12,325	10,055	13,553	81,572	3,701
使用申込参加者	76,884	66,114	75,296	73,475	72,986	74,078	66,422	505,255	39,862
図書資料室利用者	56,685	50,080	55,045	54,570	54,410	48,020	20,456	339,266	7,932
視察・見学者	248	283	37	85	142	107	35	937	81
合計	143,042	127,870	142,870	140,659	139,863	132,260	100,466	927,030	51,576

※H21年度から、図書・資料室利用者のカウント方法を変更している。

## ■ 稼働状況

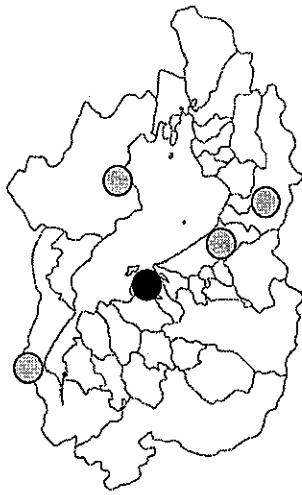
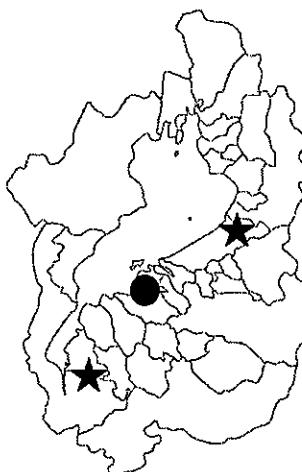
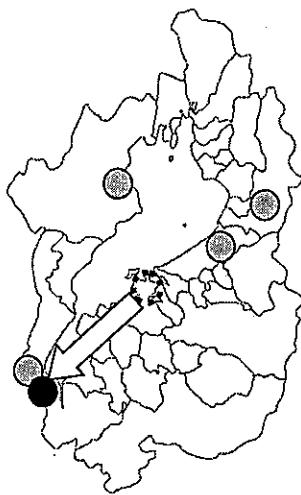
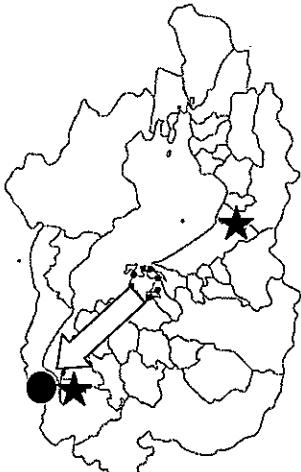
- 施設の稼働率をみると、8割以上稼働しているのは3つの研修室、6割以上8割未満の稼働は大ホール。視聴覚室、トレーニングルームと団体交流室は6割弱となっている。
- 稼働率が低いのは、茶亭でわずか数%。特別会議室、調理実習室、テニスコート、展示ギャラリーなどは3割未満となっており、特定の用途に供する施設の利用が低い傾向。

### ◇ 施設稼働率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22.9末
大ホール	62%	55%	65%	57%	56%	59%	60%	56%
研修室 A	84%	90%	84%	85%	82%	84%	80%	87%
研修室 B	93%	93%	93%	89%	88%	82%	88%	90%
研修室 C	90%	94%	93%	90%	88%	74%	88%	89%
特別会議室	30%	28%	25%	25%	15%	19%	18%	14%
調理実習室	11%	15%	22%	22%	17%	19%	22%	17%
視聴覚室	58%	52%	53%	56%	67%	68%	56%	54%
トレーニングルーム	62%	62%	64%	56%	60%	64%	59%	60%
茶亭	3%	6%	6%	8%	4%	3%	2%	2%
テニスコート	48%	45%	34%	27%	17%	25%	19%	21%
団体交流室	50%	48%	54%	66%	58%	57%	56%	52%
展示ギャラリー	32%	32%	34%	36%	23%	21%	20%	9%
図書・資料室	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 現在地での事業継続と移転とのメリット比較

項目	現在地	大津市内（県民交流センター想定）
住所	近江八幡市鷹飼町 80-4	大津市におの浜 1 丁目 1-20
利便性	J R・近江鉄道「近江八幡駅」から 徒歩 10 分 駐車場 約 250 台（無料）	J R 膳所駅から徒歩約 12 分 京阪電車石場駅から徒歩約 5 分 駐車場 77 台（有料）
立地	・県中央に立地 ・人口多い県南部からは距離がある	・県内で人口の多い大津市内に立地 ・県北部・東部からの距離は遠い
決算収支 の比較	<p>平成 21 年度決算（男女共同参画センター事業費）</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費、修繕費 4,199 千円</li> <li>・管理、運営費 51,781 千円</li> </ul> <hr/> <p>計 55,980 千円</p> <p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料収入 11,338 千円</li> <li>・雑入 878 千円</li> </ul> <hr/> <p>計 12,216 千円</p> <p>【県負担】 一般財源 43,764 千円</p>	<p>平成 21 年度県民交流センター収支報告</p> <p>【支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費 7,682 千円</li> <li>・管理組合負担金等 51,866 千円</li> <li>・管理、運営費 83,387 千円</li> </ul> <hr/> <p>計 142,935 千円</p> <p>【収入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金収入 76,226 千円 (内訳) 会議室等 47,247 千円 駐車場 28,979 千円</li> <li>・目的外使用料収入 17,651 千円</li> </ul> <hr/> <p>計 93,877 千円 (指定管理者収支 +2,637 千円)</p> <p>【県負担】 一般財源 51,695 千円 (内訳) 指定管理等 9,798 千円 県直執行 41,897 千円</p>
移転前後 の比較 (H21 年度 実績)	<p>近江八幡市で運営を続けた場合の 県負担金（男女共同参画センターと 県民交流センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター (歳出) 55,980 千円（現状維持） (歳入) 12,216 千円（〃） (県負担) 43,764 千円（〃）</li> <li>・県民交流センター(H25 末廃止見込) (支出) 59,548 千円 修繕+管理組合負担金 (収入) 17,651 千円 目的外使用料収入 (県負担) 41,897 千円 県直執行</li> </ul> <p>【県負担合計】 男女共同参画センター 43,764 千円 + 県民交流センター 41,897 千円 合計 85,661 千円</p>	<p>県民交流センターに移転した場合の 県負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター (歳出) 152,370 千円（試算） 修繕費 7,682 管理組合負担金 51,866 管理・運営費 92,822 試算額</li> <li>(歳入) 59,215 千円（試算） 利用料金収入 41,564 試算額</li> <li>目的外使用料 17,651</li> </ul> <p>【県負担】 93,155 千円（試算）</p>

項目	現在地	大津市内（県民交流センター想定）
大規模工事の状況	H14 冷温水発生機改修工事 H15 音響設備等改修工事 H16 空調用ケーリング ター等改修整備工事 H16 大ホール舞台照明設備改修工事 H21 外壁改修工事（国庫支出金） H22 屋根改修工事（国庫支出金）	H20 ファンコイルフレキ交換工事 H21 ピアザホール舞台機構設備 H21 中央監視装置監視卓更新工事 H22 空調熱源台数制御機器更新工事 H22 ピアザホール舞台音響設備 H23 空調監視盤本体更新工事
県域施設としての位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市センターとの地理的バランス良</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターの配置上も地理的バランスが良い</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で最も人口の大津市に立地</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で人口最多の大津市内に2つの窓口ができる</li> </ul> 

## 県民等利用者との意見交換会・意見募集に寄せられた意見の概要

### 1. 意見交換会

(1回目) 日時：平成23年1月8日

場所：県立男女共同参画センター（近江八幡市）

(2回目) 日時：同1月13日

場所：コラボしが21（大津市）

### 2. 意見募集 期間：同1月18日～31日

方法：FAX、インターネット、センター内意見箱

### 3. 意見概要（意見数81件／延べ28名）

- ・研修・講座について（8件）
- ・図書資料室について（8件）
- ・市町との連携について（7件）
- ・拠点施設として存続してほしい（6件）
- ・若い世代へのPR、大学との連携（6件）
- ・職員の専門性（6件）
- ・現在地に残す方が良い（5件）
- ・レストランスペースについて（5件）
- ・広報のあり方（5件）
- ・事業内容全般（5件）
- ・女性の就職支援（3件）
- ・相談員について（2件）
- ・運営委員会（外部委員）の設置（2件）
- ・利用申込方法について（2件）
- ・その他（11件）

#### （主な内容）

- ・若い世代の人が集まる場所にすることが必要。
- ・市町との連携が不十分ではないか。似たようなイベント等が市町と重複しないよう集約し、センターと各圏域単位での相互連携等により、できるだけこれまでセンターを利用していない人の利用拡大を図るべき。
- ・相談員の充実と質の向上を。
- ・現在の場所は、県の中央部にあるため交通の便などを考えれば適切。
- ・センターを軽々に移動させることは、男女共同参画はその程度のことと誤ったメッセージを県民に与えてしまう。
- ・男女共同参画の推進という広い視野で見ると拠点施設は大事であり、ぜひ残してほしい。
- ・広報物を市街地のショッピングセンターに置いていたり、地元誌に掲載したり、センターがどんなところでどんなことができるのかなど、身边に感じられる広報を。
- ・センターには託児室があるので、子どもを安心して預けて就職活動ができるよう、ハローワーク機能を取り入れてはどうか
- ・センターの企画運営を年に何度も点検・評価・助言する運営委員会のような外部の者も交えた会の設置。

## 滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会の検討経過

回	開催日	議事内容
第1回	平成22年 8月 3日	(1) 滋賀県立男女共同参画センターのあり方検討委員会の位置づけについて (2) 滋賀県立男女共同参画センターの役割と事業について
第2回	平成22年10月12日	(1) 施設の視察、現状把握 (2) 滋賀県立男女共同参画センターの事業と課題について (3) 今後の方向性、機能の複合化について
第3回	平成22年12月20日	機能の複合化、施設の有効活用方法、事業の展開方向等について
一	平成23年 1月 8日 平成23年 1月13日 1月18日～31日	意見交換会（1回目） 意見交換会（2回目） FAX、インターネット、センター内意見箱による意見募集
第4回	平成23年 3月22日	(1) 県民等利用者からの意見募集結果について (2) 女性の就労トータルサポート事業について (3) 検討報告の骨子（案）について
第5回	平成23年 6月16日	滋賀県立男女共同参画センターのあり方に関する報告書（案）について

## 滋賀県男女共同参画センターのあり方検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 滋賀県男女共同参画センター（以下、「センター」という。）の今後のあり方を検討するため、「県立男女共同参画センターのあり方検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) センターのあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。委員会は次の委員をもって構成する

- (1) 学識経験者
  - (2) 男女共同参画活動団体、関係団体、利用者
  - (3) 他分野活動団体、関係団体
  - (4) その他必要と認める者
- 2 委員に欠員が生じたときは、新たな委員を選任できるものとする。
  - 3 委員会に会長を置き、委員の互選によって決定する。
  - 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、県民文化生活部男女共同参画課において処理する。

### (設置の期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行日から平成23年6月末までとするが、必要と認める場合は延長することができる。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 付 測

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

## 滋賀県男女共同参画センターのあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属
石川 慎治	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科 助教
伊藤 公雄	京都大学大学院文学研究科・文学部 教授
今宿 弘子	東近江市男女共同参画課 課長
小川 泰江	特定非営利活動法人びいめ～る企画室 理事長
肥塚 浩	立命館大学経営学部 教授
関川 玲子	財団法人滋賀県婦人会館 理事
高橋 啓子	聖泉大学人間学部 教授／臨床心理士
谷 正美	特定非営利活動法人レンガのえんとつとまれ 理事
廣田 喜紀	八日市に冒険遊び場をつくる会 プレーリーダー
間川 明子	有限会社石匠近江 代表取締役
松元 光彦	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長
柳川久美子	草津市立南笠東小学校 校長

※上記名簿の所属・役職は就任時のもの

※小川委員は平成23年2月25日に一身上の都合により辞退

## 滋賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 27 日  
滋賀県条例第 62 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策  
(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 滋賀県男女共同参画審議会（第 20 条・第 21 条）

#### 付則

すべての人は平等であり、男女の性別にかがわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならぬ。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる 21 世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆<sup>きずな</sup>、地域の絆<sup>きずな</sup>、自然との絆<sup>きずな</sup>を大切にして、男女が共に輝いて生きることができる湖国を創るために、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

#### （基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度または慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとすることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

#### （県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む）

以下同じ。)を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

#### (セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聞くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更につい

て準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

#### (広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

#### (県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力をを行うものとする。

#### (苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

#### (相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに關し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

#### (拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

#### (附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類

するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。  
2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。  
3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。  
2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。  
3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。  
4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
5 委員は、再任されることを妨げない。  
6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 省略

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

## 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

### (設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を近江八幡市鷹飼町に設置する。

### (業務)

- 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。
- (1) 男女共同参画に関する研修および講座の開催
  - (2) 男女共同参画に関する相談
  - (3) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
  - (4) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言
  - (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

### (職員)

第3条 センターに所長その他の所要の職員を置く。

### (使用の承認)

第4条 センターの施設のうち教育委員会規則で定める施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
  - (3) 営利を目的とすると認められるとき。
  - (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (5) センターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (6) 申請に係る特定施設がセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
  - (7) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

### (使用料)

第5条 センターの使用料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。

### (施設等の変更の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

### (使用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段によって第4条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項各号（同項第6号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

### (原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 付 則

1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および付則第3項の規定は、同月27日から施行する。

2 省略

3 省略

### 付 則（平成9年条例第25号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 省略

### 付 則（平成12年条例第95号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

### 付 則（平成14年条例第32号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 省略